

平成 17 年 10 月 4 日

各 位

会社名 株式会社 ACCESS  
代表者名 代表取締役社長 荒川 亨  
(コード番号 4813 東証マザーズ)  
問合せ先 常務執行役員  
経営企画本部長 植崎 浩一  
(TEL. 03-5259-3511)

### 仲裁手続における請求内容変更に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 2 月 7 日付で米国 Unisys Corporation から仲裁手続の申し立てを受けておりますが、今回、Unisys 社が平成 17 年 9 月 27 日付で請求内容の変更を行い、本日、送達されましたので、経過報告として、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 当該請求内容の変更があった機関および年月日  
米国仲裁協会 国際紛争解決センター  
平成 17 年 9 月 27 日 (変更申立書送達日 平成 17 年 10 月 4 日)
2. 当該仲裁手続を申し立てている者
  - (1) 社名 Unisys Corporation
  - (2) 所在地 Unisys Way  
Blue Bell, Pennsylvania 19424  
United States
  - (3) 代表者 Joseph W. McGrath
3. 当該変更後の請求内容
  - (新) (当該特許消滅までの全期間分ライセンス料として)  
平成 16 年 6 月末までの日本国内販売分に対するライセンス料  
金 30,548,720.35 米ドル  
(約 3,490 百万円、10 月 4 日付東京三菱銀行公示レート TTM \$1=¥114.26 で換算)
  - (旧) 平成 15 年 3 月末までの日本国内販売分に対するライセンス料  
金 19,444,732.55 米ドル  
平成 15 年 4 月以降平成 16 年 6 月末までの日本国内販売分に対するライセンス料  
金額の記載無し(当該時点で未定)
4. 当該請求内容変更に至るまでの経緯  
インターネットにおいて広く利用されている画像符号化方式 GIF (Graphics Interchange Format) は、LZW (Lempel-Ziv Welch) という情報圧縮技術に関して、Unisys 社は、同社が所有する特許 (米国特許第 4558302 号および対応外国特許。日本においては特許第 2610084

号、同 2123602 号、同 3016868 号)(以下、「本特許」という。)に基づく特許権を主張しておりました。本特許は、わが国においては平成 16 年 6 月 20 日をもって存続期間満了により消滅しております。

当社は、当社の主要なソフトウェア製品である「NetFront」および「Compact NetFront」(以下「該当製品」という。)が、本特許発明の技術的範囲に属する技術を使用している可能性があると考えられた為、Unisys 社との間で該当製品に関するライセンス契約(以下「本ライセンス契約」という。)を、平成 12 年に締結しました。当社は、本ライセンス契約に基づくライセンス料を正しく支払ってきました。

しかし昨年来、Unisys 社から当社に対して、当社から端末メーカーや電気通信事業者(以下総称して「特定取引先」という。)に提供した該当製品に係るライセンス料の請求がなされました。これは、特定取引先自身が Unisys 社との間で本特許に関するライセンス契約を締結していることから、該当製品を含む特定取引先の製品全体について特定取引先から Unisys 社に対してライセンス料を支払い、当社からはこれを支払わないこととしていたところ、Unisys 社から、当社の顧客が同社とライセンス契約を締結しているか否かを問わず、当社からライセンス料を支払うよう追加請求があったものです。

上述のような状況下で、当社は、そのようなライセンス料の請求に対して、ライセンス料の二重払いとなり不当である旨を主張し、誠実に交渉を行ってきました。しかしながら、交渉過程において、Unisys 社と当社との間で合意が得られず、当社は、損害賠償および債務不存在確認を求めて昨年 9 月 22 日に東京地方裁判所に訴訟を提起しました。これに関しては、すでに平成 16 年 9 月 24 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にてご報告させていただきました通りです。

その後、Unisys 社が、ライセンス料の支払等を求めて、米国仲裁協会に対して仲裁手続開始の申し立てを行い、これに関しましても平成 17 年 2 月 10 日付「仲裁手続の申し立てに関するお知らせ」にてご報告させていただきました。また、Unisys 社は、当社に対して、ライセンス契約における仲裁合意の存在を理由として、当社が平成 16 年 9 月に東京地方裁判所に提起した訴訟の取下げを求めて、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に平成 17 年 8 月 19 日付で申し立てを行いました。これについても平成 17 年 8 月 24 日付でご報告いたしました。

今般、Unisys 社は、ロイヤリティの請求について、特許権の満了時までその範囲を拡大させるとともに、当社が支払い義務のない理由として主張している法的論点について、それが正しくないとの確認を求めて、請求内容の変更を行ったものです。

## 5. 今後の見通し

今回の申し立ては、Unisys 社と当社との間の一連の紛争の一環として行われたものです。平成 16 年 9 月 24 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」、平成 17 年 2 月 10 日付「仲裁申し立てに関するお知らせ」でもご報告させていただいている通り、当社は、諸般の事情を鑑み、当社の主張を支持する判断が下る可能性が高いと見込んでおり、積極的に防御をしていく所存であります。経営成績に及ぼす影響につきましては、現在のところ軽微なものと考えております。

なお、本特許は、わが国において平成 16 年 6 月 20 日をもって存続期間満了により消滅しておりますので、当社の今後の事業に対しては、何らの影響もございません。

以上